令和９年４月１日使用分から使用料が改定されます

公共施設の老朽化による維持管理経費の増加及び多様化する利用者のニーズなどに的確に対応するため、使用料の見直しを行いました。

越谷市市民活動支援センターの使用料改定について

●改定前（令和９年３月３１日使用分まで）

時間区分 / 使用区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時30分	全日 9時～21時30分
活動室Ａ	円 800	円 1,000	円 900	円 2,700
活動室Ｂ	800	1,000	900	2,700

➡

●改定後（令和９年４月１日使用分から）

午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時30分	全日 9時～21時30分
円 1,200	円 1,500	円 1,300	円 4,000
1,200	1,500	1,300	4,000

その他の地区センター・公民館、市民会館、交流館なども使用料が改定になります。
詳細は右記二次元コードをご覧ください。